

上越市選挙管理委員会告示 第 81 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市長選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 194 条及び同法施行令(昭和 25 年政令第 89 号) 第 127 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定めた。

令和 7 年 10 月 19 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 上越市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
告示日の選挙人名簿登録者総数 × 81 円 + 310 万円